

青菅小学校 いじめ防止基本方針

令和 7 年度
佐倉市立青菅小学校

1、はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身または財産に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」、「いじめは、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する」との意識を持つことが大切です。それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会をつくるために、学校を含めた社会全体が課題意識を持って、いじめに対峙することも大切になります。

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

青菅小学校では、誰もがいじめの当事者とならずに、安心して学校生活を送ることができる環境を整えることを目的として、いじめ防止対策推進法を遵守し、学校、保護者、地域が一体となって、連携を取り合い「いじめ」のない学校づくりに邁進する所存です。本校の経営方針である「さわやかな挨拶、響き合う歌声、お互いの良さを認め合う学習」を通じて、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うこと、加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくることが重要であると考えます。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知する。

いじめ防止対策推進法（第二条）より

3. いじめの態様

いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが、いじめの解決には有効であるといわれています。

「暴力を伴ういじめ」は「目に見えやすい」ものが多く、学校が把握していながら毅然とした対応がなされなかった、適切な対策がなされなかったことが問題になります。

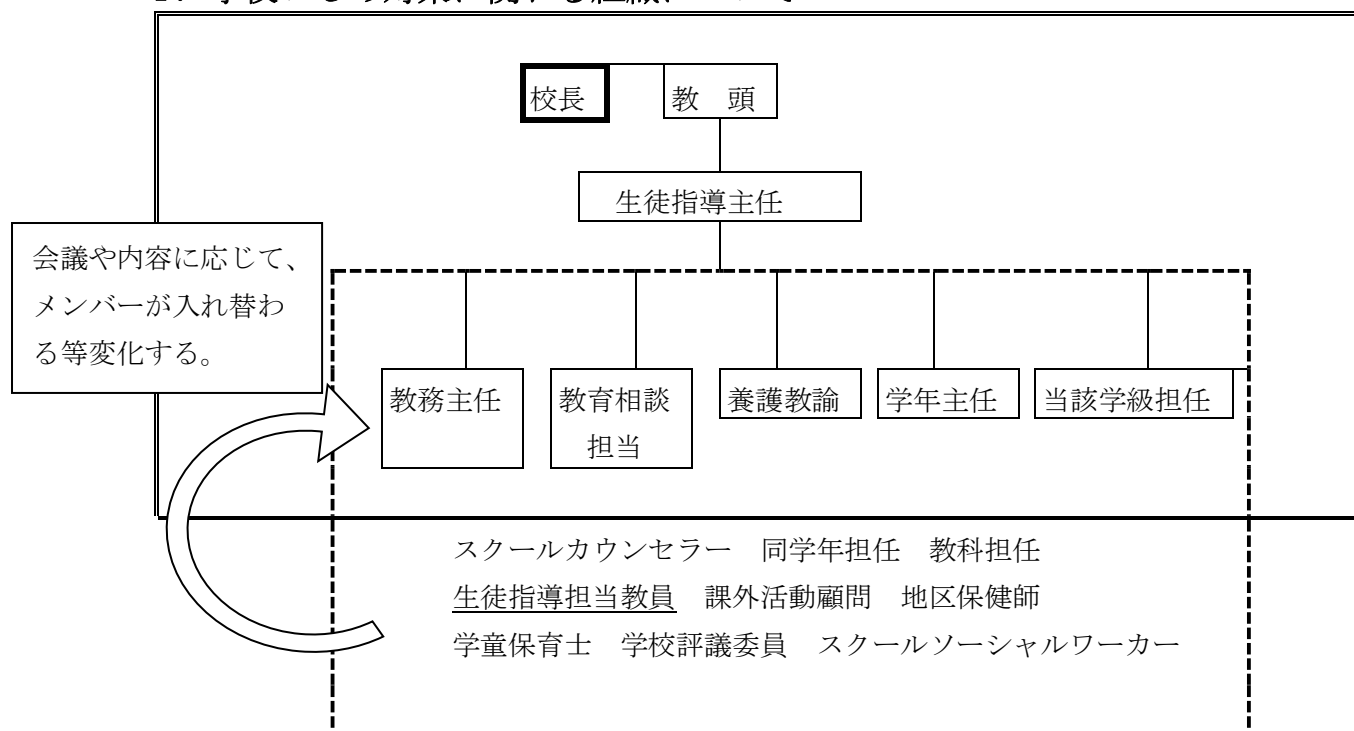
「暴力を伴わないいじめ」は「目に見えにくい」ため見過ごされやすくなることがあります。よくあるトラブルがこじれて、深刻ないじめに発展する場合や最初に被害を受けた児童がやり返したりする場合があります。見えにくい上に、その場だけで、その事象のみを指導しても解決しないことが多くあります。

具体的には以下のようなことがあげられます。

- ・ 集団による無視や仲間外れのような、心理的なもの。
- ・ 暴力（強く殴られたり、蹴られたりする行為はもちろん、ふざけるふりをして軽く叩かれたり、蹴られたりする行為を含む。）
- ・ 悪口（からかい、冷やかし、脅しなど、嫌なことを言われるもの。）
- ・ 強要（危険なことや、恥ずかしいことなどを、無理にさせられるもの。）
- ・ 金品の要求等（お金や物をたかられる、あるいは隠されたり、壊されたりする行為。）
- ・ ネットによるいじめ（携帯電話やパソコン、メールなどを使い、悪口を書かれたり、画像や個人情報を無断で掲載されるもの。）

これらの他に、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情も鑑みていじめに該当するか否かを判断する必要があります。

4. 学校いじめ対策に関わる組織について



①いじめ対策会議

○メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、生徒指導担当教員、学年主任、学級担任、教育相談担当、養護教諭、（学校支援アドバイザー）

- ・各学期はじめ1回と年度末1回（計3回）開催
- ・学校いじめ防止基本方針の策定の中心組織。
- ・具体的な年間計画等の作成、見直し。
- ・いじめの相談、通報窓口
- ・学校のいじめ防止等の取り組みが計画的に進んでいるかのチェック。

②生徒指導部会（いじめ対策組織）

○メンバー

生徒指導主任、生徒指導担当教員、教育相談担当、養護教諭、長欠担当、特別支援担当教員、（校長）、（教頭）、（関係学年主任）、（当該学級担任）、（学校支援アドバイザー）

- ・月に1回必要に応じて生徒指導部会のメンバーにて専門部会議を開催する。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報収集と記録、指導の方針や具体的な取り組みの共通理解および確認
- ・いじめ事案が発生した時は、関係学年主任や当該学級担任等を交えて柔軟にメンバー構成を対応し、具体的な対応を迅速に検討し情報の共有をする。
- ・いじめ相談窓口としての役割。
- ・望ましい人間関係を育てるために、共通理解のもと適切な指導と援助にあたり、いじめや問題行動等を未然に防ぐ。

③生徒指導委員会（ケース会議）

○メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、当該学級担任、当該児童関係教員、養護教諭、

長欠担当、特別支援学級担任、（学校支援アドバイザー）、
（児童青少年課等 関係機関職員）

- ・いじめや児童の問題行動等、生徒指導・特別支援上の課題や手立て、支援、指導について多面的な視点から話し合う。
- ・月に1回および必要に応じて生徒指導委員会を開き、生徒指導面や特別支援面で課題のある児童について、ケース会議を実施する。
- ・事案や内容によっては柔軟にメンバーを構成し、支援・指導について話し合う。

④いじめの重大事態に関わる緊急会議

○メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、生徒指導担当教員、教育相談担当、養護教諭、関係学年主任、当該学級担任、同学年担任、教科担任、学校支援アドバイザー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、（弁護士や精神科医などの学校関係外の第三者）

※事案内容に応じて柔軟にメンバーを構成する。

- ・ いじめの重大事態に関わる情報があつた場合に招集して会議を行う。
- ・ 事実関係の調査、情報の収集と記録および報告。
- ・ 情報の共有と具体的な対応策。

⑤生徒指導会議（打ち合わせ時における児童の様子についての報告、共通理解）

○メンバー

全職員

- ・ 週に1回職員打ち合わせ時に各学級児童の様子への報告や指導の共通理解を行う。
- ・ こまめに報告、共通理解を行うことで日常的な子どもの様子を逐次把握し、全職員での気になる児童に対する支援、指導に生かす。

5. いじめを起こさせないための未然防止策

いじめの背景には、子どもたちが抱える様々なストレスが関係していると言われています。子どもたちの中には、集団から孤立することを恐れて、刻々と変化するクラスの状態に絶えず神経を尖らせていたり、友達からどう思われているかを思い悩んでいたり、人間関係で大きなストレスを抱えている場合があります。また、成績や進路などにおける過度な競争なども状況によっては大きなストレスとなることがあります。

いじめの未然防止で一番重要なことは、きめ細かな指導と支援です。学校職員が一丸となって、児童が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる、そんな場所を提供できる授業づくりや集団づくりをしていきます。その中で、すべての子どもたちの長所を発見しながら、発揮できる教育活動を実践していきます。また、児童に対する教師の受容的、共感的な態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う関係づくりを行います。

教師の姿勢として、「いじめられる側にも問題がある」という認識はせず、差別的な発言や児童を傷つける発言、体罰がいじめを助長することにもつながることや、いじめはどの子どもにも起こり得るという認識を持ち、温かい人間関係づくりに心がけていきます。

(1) 授業について

○それぞれの授業に於いて、生徒指導の機能を生かしたわかる授業の実践を目指します。

- ①児童に自己決定の場を与えること
- ②児童に自己存在感を与えること
- ③共感的人間関係を育成すること

○いじめ防止のための授業づくりを目指します。校内授業研修会において互いの授業を参観し合い、授業改善に努めます。

- ・規律正しい授業態度
- ・基礎的な学力の向上
- ・すべての児童が参加・活躍できる授業の工夫

(2) 道徳教育の充実

○いじめや友達理解に関する題材を指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ります。

○思いやりや生命、人権を大切に作る指導の充実に努めます。

○人間関係づくりのスキルを通して、よりよい人間関係を築く力を育むことに努めます。

○考え、議論することを意識した授業を展開し、児童自らいじめに関する問題を主体的に考えることができるように努めます。

	いじめや友達理解に関する主な道徳教材	豊かな人間関係づくり実践プログラム
1年	「なかなかおり」 「いっしょに あそぼう」 「ダメ！」 友達について考えを深め、友達と仲良くし、大切にしようとする心情を育てる。	あいさつと聞く姿勢を身につける 1. あいさつしようずになろう 2. もっとあいさつしようずになろう 3. ききしようずになろう 4. もっとききしようずになろう
2年	「つよいころ」 「もう やらない！」 「友だちの 気持ちに なって」 他者の気持ちを考えることの大切さに気づき、互いの気持ちを理解しながら接していこうとする心情を育てる。	聞き方と話し方の基本ができるようになる 1. 上手な聞き方をしよう 2. あいての話をもっとたくさん聞こう 3. 上手な話し方をしよう 4. おねがいのしかたをしろう
3年	「気づく心」 困っている相手の気持ちを考えることの大切さに気づき、思いやりのある行動をしようとする心情を育てる。 「悪いのはわたしじゃない」 不公平な態度で周囲に接することがいじめにつながることに気づき、誰に対しても分け隔てせずに接しようとする心情を育てる。	自分と相手の気持ちを考える 1. 気持ちをあらわす言葉を知ろう 2. 気持ちのサインを見つけよう 3. 自分の気持ちをぴったりの言葉であらわそう 4. 自分とあいての気持ちを考えよう

	「仲間だから」 友達の気持ちを考えて行動することの大切さに気づき、互いに理解し合い、助け合って生活しようとする心情を養う。	
4年	「ほっとけないよ」 正しい判断と行動をすることの大切さについて考え、正しいことをやり遂げようとする判断力を育てる。 「プロレスごっこ」 いじめが起こったときにどうすればよいかを考え、差別したり偏見をもったりせず人と接しようとする判断力を育てる。	立場が違う人の感情を考え、落ち着いて自分の感情を伝える 1. 感情って何？ 2. 感情ってふくざつ！ 3. 落ち着け！感情！ 4. 伝え合おう！この感情！
5年	「言葉のおくりもの」 友達と互いに分かり合い、関係を築いていくことの大切さに気づき、互いを助け合い、友情を深め合っていこうとする心情を育てる。 「SNSいじめ」 自律的に判断することの大切さに気づき、自分で判断して行動しようとする態度を育てる。	人の感情を考えて問題解決をする 1. ちょっと待って。その先を考えよう 2. 考えよう。解決方法はもっとある！ 3. 問題はどこだ！？ 4. じっくり挑戦！
6年	「友達だからこそ」 互いに信頼し学びあうことの大切さについて考え、よりよい人間関係を築こうとする心情を養う。 「ひきょうだよ」 いじめを傍観することのひきょうさに気づき、差別したり偏見をもったりせず人間関係を築いていこうとする判断力を育てる。	思いやりと責任ある自己主張をする 1. 自己主張って何？ 2. なんて言えばいい？ 3. どんなふうに言えばいい？ 4. お互いに自己主張し合おう

(3) 体験学習の充実

○達成感や感動、人間関係を深められる体験活動を企画し、実施します。

令和7年度の体験活動予定です。今後変更になる可能性があります。

・1年生 生活科「みんな なかよし」

校内を2年生と一緒に回り、施設や利用の仕方を知ったり、そこに
いる人々と触れ合ったりすることにより、学校の様子や学校生活を支
えるいろいろな人々と親しみ、楽しく学校生活が送れるようにします。

生活科「ふゆ だいすき」

地域のお年寄りや大人から昔の遊びを教えてもらう活動を通して、
昔遊びの楽しさや面白さを知り、友達や家族と一緒に遊びます。

・2年生 生活科「春はっけん」

1年生を歓迎する会の準備や学校案内など、1年生とかかわる活動
を通して自分の成長に気づけるようにします。

生活科「自分はっけん」

小さい頃の自分の様子や自分に対する家族の思いや願いなどを知り、自分の成長を支えてくれた人、応援してくれた人に感謝の気持ちを伝えます。

- ・ 1、2年生 校外学習「千葉市動物公園」（1学年）

「アンデルセン公園」（2学年）

きまりを守り、集団の一員としての意識を高め、団体行動の望ましい体験ができるようにします。

- ・ 3年生 校外学習「成田ゆめ牧場」

施設の見学や、体験活動を通して、生きていく上で必要なコミュニケーション能力や協調性、社会性、マナー等を身につけます。

- ・ 4年生 校外学習「千葉県立中央博物館・千葉市科学館」

グループで協力し合って活動することを通して、日常の生活や学習に意欲的に取り組もうとする態度を養い、自主性・責任感等を身につけます。

- ・ 5年生 自然体験教室「千葉市少年自然の家」

集団での諸活動を通し、心身の調和のとれた発達を図るとともに、集団の一員としてよりよい生活を築こうとする態度を養います。

『全員のきずなを深め、心に残る楽しい自然教室にしよう。』

- ・ 6年生 修学旅行「鎌倉・箱根」

日本の文化遺産の見学や美しい自然に触れることを通して、見聞を広め、社会科学習に役立てるとともに、我が国の国土や伝統、文化に対する愛情を育てます。

『活動を通して、意識や絆を深め、みんなで楽しい思い出をつくろう。』

- ・ 全学年 音楽発表会

日常の音楽活動の成果を発表し合い、またお互いに聴き合うことで音楽活動の一層の伸長を目指すとともに、音楽を愛する心情を育み、豊かな情操を養います。演奏を仕上げる過程で学級や学年の仲間と声や音、気持ちを合わせ、そのことによりみんなと仲良く人間関係を築く力を養い、お互いに協力し高め合うことのできる学級や学年を作ります。

(4) 相談体制の整備

○教育相談により、児童の悩みや変化に、早く気づく体制を整えます。

- ・定期的な教育相談（「みんなの思いアンケート」をもとにした個別相談）を、年間2回行います。（6月、11月）
- ・児童が希望したときには、いつでも面談ができる体制を整えます。

○いじめについて相談することや通報することについて指導します。

- ・いじめゼロ宣言の「はなす勇気」を基に、誰かに傷つけられていたら信頼できる人に相談することの大切さを伝えます。
- ・児童に対して、いじめの傍観者とならず、教職員への報告や相談をはじめとする、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性について伝えます。
- ・相談・通報は、「チクリ」といわれる卑怯な行為ではなく、適切な行為であることを伝えます。
- ・相談、通報窓口についての周知、広報に努めます。（いずれの機関においても、児童だけでなく、保護者等大人の相談・通報にも対応します。）

〔学校におけるいじめの相談・通報窓口〕

- ・教頭、養護教諭、担任
青菅小学校 043-488-0121
- ・保健室前、家庭科室前の常設相談ポスト
- ・こころの教育相談室の設置（おひさまルーム）

〔学校以外はいじめ相談・通報窓口〕

- ・千葉県 子どもと親のサポートセンター
0120-415-446 *いじめに関する相談は365日24時間対応
- ・法務省 子どもの人権110番
0120-007-110 *平日8:30~17:15
- ・千葉県警察少年センター ヤングテレホン
0120-783-497 *祝祭日を除く月～金曜日 9:00~17:00
- ・千葉いのちの電話
043-227-3900 *24時間対応
- ・24時間子どもSOSダイヤル
0120-0-78310

(5) 定期的なアンケートの実施

○いじめアンケート（みんなの思いアンケート）に学校全体で取り組みます。

- ・いじめに関するアンケートを年間2回行います。（6月、11月）
- ・結果の集計や分析には学年職員を中心に、複数の教員にあたります。

※1～2年生用

みんなの思いアンケート

年 組

じぶんのかんがえにあったきごうを○でかこんだり、ことばでかいたりしてください。

1. がっこうはたのしいですか。

たのしい

たのしくない

2. 1のりゆうをかいてください。

()

やすみじかんにはだれとなにをしていますか。（ひとりのときはひとりとかく）

だれ ()

なにをしている ()

3. さいきん、クラスのなかに、いやなことやいじわるをされてこまっているともだちはいますか。

いる

いない

4. 3で「いる」とこたえたひとは、どんなことかおしえてください。

()

5. さいきん、あなたがともだちにいやなことをされて、こまったことはありますか。

<かいけつしていたらかかなくてよい>

ある

ない

6. 5で「ある」とこたえたひとは、どんなことかおしえてください。

()

7. さいきん、いえやそのほかのことでこまっていることはありますか。

ある

ない

8. 7で「ある」とこたえたひとは、どんなことかおしえてください。

()

※ 3 ～ 6 年生用

みんなの思いアンケート 年 組

青菅小学校では、いじめのない、明るく楽しい学校をめざしています。

このアンケートは、みなさんが安心して楽しく生活できるようにするためのものです。

【いじめ】とは次のようなことです。

- | | | | |
|--------------------------|-----------------|------------|--------|
| ①わる口、からかい | ②かげ口 | ③むし、なかまはずれ | ④おどされる |
| ⑤くつかくし、ものかくし | ⑥お金やものをとる | ⑦ぼうりよく | |
| ⑧きけんなことやはずかしいことを、むりやりさせる | ⑨いやがらせの電話やメールなど | | |

1. あなたは、今年(今の学年)になってからいじめられたことはありますか。

() ありません () あります

2. 「あります」に○をつけた人だけに聞きます。

(1) どのようないじめにあいましたか。(いくつ○をつけてもかまいません)

() わる口、からかい () かげ口、うわさ () むし、なかまはずれ
() おどされた () ものをかくされた () お金や物をとられた
() ぼうりよく () いやがらせの電話やメール・ラインなど
() きけんなことやはずかしいことを、むりやりやらされた
() その他「 」

(2) 何人くらいにいじめられましたか。

() 1人 () 2人 () 3人 () 4人 () 5人いじょう

(3) 何回くらいいじめられましたか。

() 1回 () 2回 () 3回 () 4回 () 5回いじょう

(4) いじめられたとき、あなたはどうしましたか。

() だまってやられるとおりにした () やめるように言った
() 友だちなどにたすけをもとめた () にげた
() いじめをしかえた () その他「 」

(5) いじめられたことを、だれにそうでしたか。

() お父さん () お母さん () 兄弟 () 友だち () 先生
() だれにもそうだんしないがまんした () その他

(6)そのいじめは、今もつづいていますか。

()つづいている ()つづいていない

3. あなたは、今年(今の学年)になってから、だれかにいやな思いをさせてしまったことがありますか。

()ありません ()あります

4. 「あります」に○をつけた人にだけに聞きます。それは、どんなことですか。

5. 学校は楽しいですか。

楽しい 楽しくない

6. 休み時間には、だれと何をしていますか。(一人でいることが多い時は、一人と書きます)

だれと()

何をしている()

7. 友達にしてもらって、うれしかったことや良かったことはありますか。

あれば、どんなことか書いてください。

8. 今、あなたのクラスで、いじめがあると思いますか？

()あると思う ()ないと思う

9. 「あると思う」に○をつけた人にだけに聞きます。それは、どんなことですか。

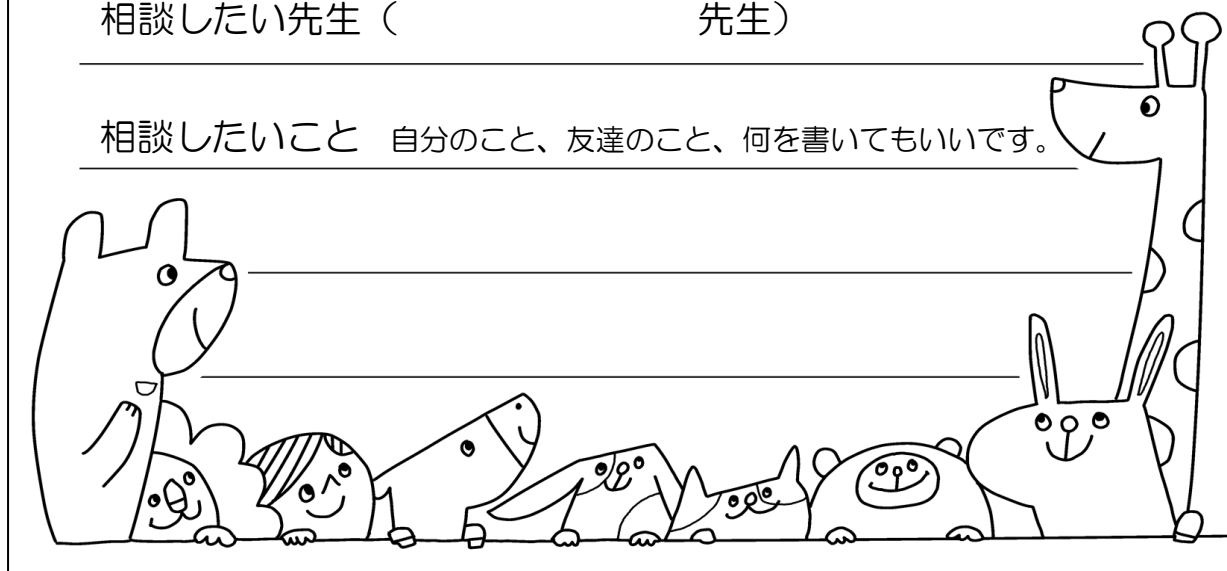
10. そのほか、先生にそうだんしたいことがあったら、自由に書いてください。

【相談カード】

(今日の日付 月 日) 年 組 名前

相談したい先生 (先生)

相談したいこと 自分のこと、友達のこと、何を書いてもいいです。



○ミニアンケート

Forms を活用し、子どもたちが悩んでいることや困っていることを、定期的に発信できるようにします。また、必要に応じて教育相談を実施します。

(6) 児童会を中心とした取り組み

○児童会活動により、いじめ防止を訴え、解決を図れるような、自治的な活動に取り組みます。

- ・あいさつ運動
- ・人権集会
- ・イエローリボン運動

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

○情報機器の持つ危険性や、その使われ方を知ってもらい、問題の解決にあたります。

- ・インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを指導します。
- ・保護者にも協力してもらい、互いに連携しながら指導にあたります。
- ・情報モラル教育を特別活動や道德教育を通して行います。
- ・悪質な内容を含む場合は、警察に相談します。

(8) 暴力行為や暴言に対する対策

○教職員が率先して適切な言葉を使い、暴力を適正な方法で学校から根絶する取り組みを推進します。

- ・日頃の教育活動の中で望ましい言葉遣いについて指導し、互いを認め合えるような言語環境を整えるように努めます。
- ・差別的な発言や身体的特徴を馬鹿にするなど、相手の心を傷つけるような暴言に対しては毅然と速やかに対処します。
- ・暴力行為に対しては、問題の軽重に関わらず、毅然と速やかに対処します。
- ・理由の如何に関わらず、暴力を止めさせ、暴力を行使したことを問題に指導します。

(9) 特に配慮が必要な児童に対する対策

○教職員が個々の児童の特性を理解し、情報を共有して学校全体で見守り、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童への指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、適切な指導及び必要な支援を行います。
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童については、言語や文化の差から困難を抱える場合があることを留意し、必要な支援を行います。
- ・性同一性障害や性自認に係る児童については、それらの特性について教職員が共通理解のもとに正しい理解を促進し、必要な対応について周知します。
- ・東日本大震災または福島第一原子力発電所事故により避難した被災児童について、組織で情報共有し、必要に応じた指導・支援を行います。
- ・新型コロナウイルス等感染症により避難した児童について、組織で情報共有し、当該児童に対する差別等の不当な扱いによるいじめが発生しないよう必要に応じた指導・支援を行います。

(10) 保護者への啓発活動

○年度当初より、いじめ問題に対する学校の認識や、対応方針を周知し、協力と情報提供の依頼を行います。

- ・「学校いじめ防止基本方針」をホームページで広報します。
- ・学校便りや学年便りを通しての啓発活動を行います。
- ・保護者会や教育ミニ集会等を通しての啓発活動を行います。
- ・家庭教育学級を通しての啓発活動を行います。
- ・スクールカウンセラー、心の教育相談員、学校支援アドバイザー等専門家の活用について啓発活動を行います。

6. いじめを発見したときの対応策

いじめ問題解消のためには、いじめを早期に発見することも重要となります。

全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付くことが、早期発見につながります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要です。

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応していきます。

(1) 事実の確認

○いじめの情報に敏感に対応します。

- ・日頃から、児童の行動を注意深く見守ります。
- ・児童や保護者からの情報を大切にします。
- ・他の教職員からの情報を共有しあいます。

○事実の確認を正確に行います。

- ・いじめであるか否かの判断は個人で行わず、いじめ対策組織を中心に、複数の職員で組織的に行います。
- ・いじめの情報を確認したら、いじめ対策組織を中心に、複数の職員で組織的に対応します。
- ・当該児童、関わりのある児童、全ての教職員から情報提供を得て、事実関係を把握します。
- ・具体的な情報を、詳しく整理して記録します（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）。
- ・確認したことをもとに、事実を確定します。

○指導方針を決定します。

- ・いじめの状況、児童の状況と関係、家庭の状況等を考慮し、いじめ対策組織を中心に指導方針を迅速に検討します。
- ・教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたります。

(2) いじめを受けた児童、保護者への支援

○事実関係を確実に伝えます。

- ・事実確認で把握した状況を、丁寧に説明します。
- ・学校の指導方針（過程）を説明し協力を依頼します。
- ・状況に応じて、カウンセラーなど、専門性を活用して指導にあたります。

○いかなる理由があっても、いじめられた子どもを守り通す姿勢で問題の解決にあたります。

- ・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を除去します。
- ・複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくります。
- ・必要に応じていじめた児童を別室において指導することも考慮します。
- ・いつでも相談できる体制をつくります。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部機関を活用し、安心して学校生活が送れるように努めます。

○いじめが解消に至るまで注意深く観察し、判断します。

- ・いじめが解消したと判断するまで少なくとも3か月の期間が経過するまで、被害、加害児童の様子を含めて状況を注視し、期間が経過した段階で判断します。
- ・いじめが解消したと判断する段階において、被害児童本人及び保護者に対し、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないか面談等で確認します。

○いじめが解消している状態に至った後も観察を続けます。

- ・いじめが再発する可能性を十分に踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童について、学級担任だけでなく複数の職員で日常的に様子を観察し、再発防止に取り組みます。

(3) いじめを行った児童への指導

○行った行為については、毅然とした指導をします。

- ・事実確認で把握した状況を丁寧に説明し、事実関係を確実に伝えます。
- ・行った行為を振り返らせ、いじめの問題点を理解させます。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。

- ・児童間、保護者間で謝罪の場をもち、相互に気持ちを伝え、理解し、今後の良い人間関係の構築につながる支援をします。
- ・自分を省みなかったり、繰り返し行ったりする場合などは、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。

○いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせます。

- ・状況に応じて、カウンセラーなど、専門性を活用して指導にあたります。
- ・被害児童の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせます。
- ・被害者の気持ちを最大限に考慮しながら、指導・支援を進めます。
- ・いじめに至った心情や、グループ内での立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせます。

(4) いじめを行った児童の保護者への助言

○問題解決に向けて、協力をお願いします。

- ・事実関係の確認後、迅速に保護者に連絡します。
- ・いじめの様態や状況により、加害者と同席で、事実関係の確認を行います。
- ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を行います。

○よい面を伸ばし、自己肯定感がもてるように支援していきます。

- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- ・自分の課題とすべき点について反省するとともに、よい点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行います。

○自分の問題に向き合えない場合には、毅然とした態度で接します。

- ・必要に応じて、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすることを伝えます。

(5) 継続的な見守り、指導、助言活動

○表面的な変化から解決したと決めつけず、支援を継続します。

- ・保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝え、継続的に支援します。(被害者、加害者とも)
- ・被害児童には、教員が毎日声をかけて、小さな変化を見逃さない配慮を継続します。

(6) いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

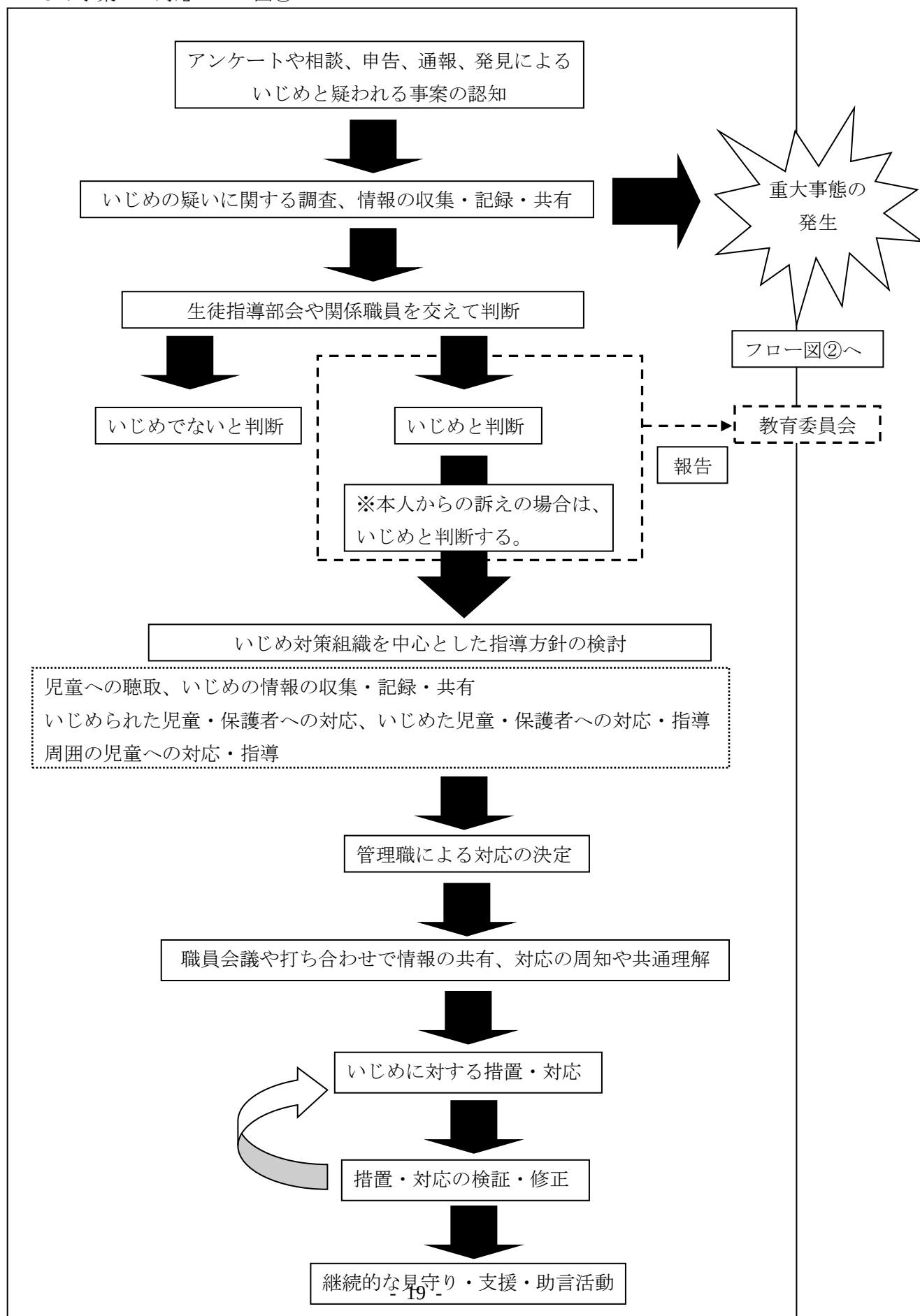
○躊躇せず、関係機関に相談し、連携のもと指導にあたります

- ・児童の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は、直ちに警察に通報します。
- ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡します。

(7) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを見ていた児童（観衆・傍観者）に対しても、自分の問題として捉えさせるよう指導します。
- ・臨時の学級会や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせます。
- ・教職員への報告や相談をはじめとする、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性について、学年や学校全体など組織的に指導します。
- ・学級活動や道徳の時間を通して、他者への思いやりと人権に配慮する精神性を育み、互いに尊重しあえるような人間関係を作れるよう、根気強く指導します。

いじめ事案への対応フロー図①



7. 重大事態への対処

法第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と思われる状況であったとしても、重大事態が発生したものとして迅速に報告・調査等に当たる。（いじめ防止対策推進法及び国基本方針より）

重大事態「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」について、例えば以下のような場合を想定しています。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

（1）事実関係を明確にするための調査

- ・学校が調査の主体となった場合、調査は「いじめの重大事態に関わる緊急会議」のメンバーで行います。その際、事案によって当該いじめ事案の関係者と人間関係や利害関係のない第3者（弁護士や精神科医）も参加するよう努めます。
- ・重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。
- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にします。
（客観的な事実関係を速やかに調査します。）
- ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とします。

(2) いじめの重大事態に関する報告

学校は教育委員会を通じて、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

(いじめ防止対策推進法より)

○重大事態を認知した場合、学校は、設置者により電話等で速やかに報告を行い、その後、文書による報告を行います。

・発見者→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長→指導課→教育長→市長

・文書による報告

①認知に係る報告書

②調査結果に係る報告書

③事案により事故報告書

・必要に応じて警察等関係機関に通報します。

○組織による調査が終了した場合、調査結果を確認し、設置者により文書で報告を行います。

・調査結果→生徒指導主任→教頭→校長→指導課→教育長→市長

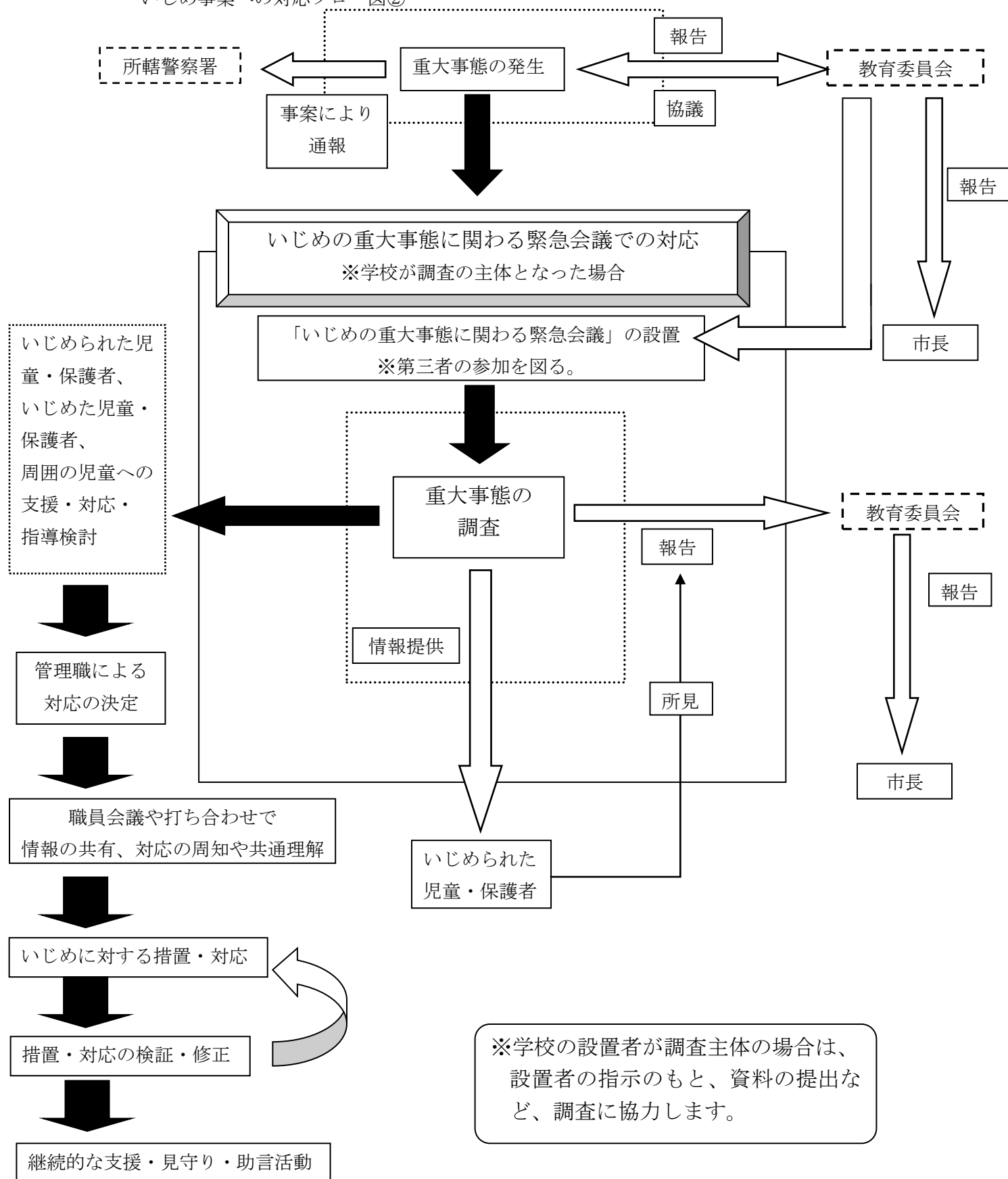
・調査結果資料は記録、保存して取り扱います。

(3) 調査に関わるいじめを受けた児童・保護者への適切な情報の提供

・調査の結果について、丁寧に説明します。

・事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行いません。

いじめ事案への対応フロー図②



8. 年間計画 (※今後、変更になる場合があります。)

	学校行事	いじめ問題に関する年間計画
4月	- 入学式 - 授業参観	- 学校間、学年間の情報交換 - いじめに関わる共通理解（職員研修） - 基礎的、基本的な学力が身に付くためのわかる授業の実践公開 - 保護者への「いじめ対策についての説明」 - SOSの出し方教育
5月～		情報モラル教育（全学年）
6月	- 教育相談 - 授業参観、引き渡し訓練 5年自然教室	- 基礎的、基本的な学力が身に付くためのわかる授業の実践公開 - みんなの思いアンケート、教育相談 5年宿泊学習を通した人間関係作り
7月	個別面談	- 面談を通しての情報収集 - いじめ対策会議の実施（進捗状況の確認） - 学校生活アンケート（千葉県教育庁北総教育事務所より指示）
8月		職員研修会
9月		学校生活アンケート（千葉県教育庁北総教育事務所より指示）
10月	ふれあいコンサート	演奏を仕上げる過程での人間関係作り
11月	- 教育相談 - 運動会	- みんなの思いアンケート、教育相談 - 全校での活動を通した人間関係づくり
12月	- 人権週間 6年修学旅行	- 福祉委員会による人権週間についての喚起 - 人権担当と連携しての集会活動等 6年宿泊学習を通した人間関係作り
1月	ありがとうキャンペーン	- いじめ対策会議の実施（進行状況の確認） - 学校生活委員会を中心としたありがとうキャンペーン - 話し合い活動（各学級） - 学校生活アンケート（千葉県教育庁北総教育事務所より指示）
2月	- 授業参観 6年生を送る会 4年性教育	- 基礎的、基本的な学力が身に付くためのわかる授業の実践公開 6年生を送る会に向けての縦割り活動 - 養護教諭による保健指導「思春期の体」
3月	- 卒業式 - 修了式	- いじめ対策会議の実施（評価） - 卒業、進級する学年の引き継ぎ情報の整理、作成

9. その他

- ・年度末にいじめ問題取り組みについての評価を行います。
- ・年度毎にいじめに関しての調査や分析を行い、これに基づいた対応をとります。
- ・本校の基本方針に基づいたアンケート調査や個人面談、いじめの認知と対応などの取り組みについて学校評価の評価項目に設定し、評価と年度の反省を生かし、見直し改善していくこととします。